

陳情第 86 号情報公開制度の不当な運用を改め、 より適正な運用を求める陳情・趣旨採択

本陳情は市にすぐれた情報公開条例があるのに誤った運用により、市民の知る権利が不当に侵害されている実態があるとして、運用の課題を検討し必要な改善を行い、より適正な運用を求めものです。

陳情内容で示されたいくつかの疑念について委員会で質疑しました。不服申し立てについて、中立性の担保が同じ人格では疑わしいとの指摘もありましたが、行政不服審査法に則り、機関設置されたものであり、第三者的な組織体制であることから、この点に対する陳情での指摘には当たらないものです。

また、情報公開を求めた文書が不服申し立てに対して運用によって知る権利を侵害したとの指摘もありましたが、実際にやり取りを重ねた結果、陳情者が求めた資料が全部公開された経緯があります。一部公開であれば審査の対象になるが、結果全部公開になったことからすれば、審査する必要性がなくなったと判断した点については、理解できるものであります。市政情報は市民の財産、参加と協働のまちづくりをめざす市において、情報公開は市民参加の基本であることを各所管が認識し、市民に公開の是非に疑念を持たれないよう情報公開条例の主旨に沿った判断をすることが求められます。この条例の適用について疑義があれば、それを審査する審査会が設置されています。が、行政手続き条例の第 6 条に標準処理期間として、行政庁は通常要すべき標準的な時間を定めるよう努めなければならないとしている点からすれば、情報公開制度に対する審査庁でもある行政庁は、本来はこの条例に沿って標準処理期間を予め定めておくべきではなかったかと言えます。従ってこの点は陳情に指摘されている、より適正な運用を求められている点に該当します。市は条例に定められている第 1 条に規定されている市政について市民に説明する責務を全うし、市政への積極的な参加と信頼関係を増進する目的を果たすべく、より適正な情報公開制度となるよう市民から疑念がもたれないよう条例の運用に向けた改善への不断の努力と、条例理解への職員研修のより一層の努力も求め、今陳情については趣旨採択を求めます。